

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在の社会福祉法人B（以下「事業場」という。）に非常勤職員として採用され、入所者の入浴介助に係る業務に従事していた。

請求人によると、事業場に採用後間もなく、腰の痛みを感じたとして、平成〇年〇月〇日から同月〇日までのうち4日間、C整骨院に受診し、「腰部捻挫、右背部挫傷（上部）」と診断された。その後、事業場に採用される以前から腰や両膝の治療を受けていたD病院に受診し「腰部脊柱管狭窄症、右変形性膝関節症、左変形性膝関節症」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は、請求人の入浴介助業務が負担になったため発症したものであるとして、監督署長に対し、療養補償給付を請求したところ、監督署長は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、事業場において、腰部ないし膝関節を負傷する事故に遭遇したとは主張しておらず、またそうした事実も認められないことから、事業場において災害性の腰痛等を発症したものではないことは明らかである。そこで、非災害性の腰痛等を発症した可能性について検討すると、請求人が発症の原因であると主張する高齢者の衣類の脱着及び入浴介助について、請求人が従事した時間数は、決定書理由第2の2の(2)エのとおり長時間とはいえず、また、請求人は事業場において就労を始めた10日後の平成〇年〇月〇日には腰に痛みを感じたとして整骨院に受診していることからみて、決定書別紙の判断の要件の非災害性の腰痛にかかる要件に該当しないものであることも明らかである。

請求人は、平成〇年〇月〇日に腰部脊椎管狭窄症、平成〇年〇月〇日に右変形性膝関節症、平成〇年〇月〇日に左変形性膝関節症の傷病名にてそれぞれ加療歴があり、さらに、労災医員は平成〇年〇月〇日付け意見書で、要旨、左の変形性膝関節症については事業場での就労以前におけるX線写真で既に変形が認められる、と述べており、事業場入社前における療養経過及び登山等の生活歴に照らすと、これらの傷病の発症はもとより、これらの増悪についても事業場における就労が相対的に有力な原因になったものとは認めがたいことは、審査官判断のとおりである。

したがって、本件傷病については、事業場における就労との相当因果関係は認められず、業務起因性があるとは判断できない。

3 以上のとおりであるので、本件傷病は業務上の事由によるものとは認められず、

したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。